

## 第 2 2 期 第 1 回 埼 玉 県 社 会 福 祉 審 議 会 議 事 録

### ◆ 日 時

平成 2 4 年 1 0 月 1 7 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 ~ 1 1 時 3 0 分

### ◆ 場 所

埼玉県県民健康センター 大会議室 A ・ B

### ◆ 出席者

(委員)

駒村委員長、木戸副委員長、安藤委員、高橋委員、中川委員、星野委員、本木委員、秋本委員、岡芹委員、奥富委員、西村委員、丸木委員、久保田委員、笹川委員、野上委員、吉田委員

(県)

荒井部長、鈴木副部長、小池少子化対策局長、樋口福祉政策課長、知久福祉政策課政策幹、渋谷社会福祉課長、沢辺高齢介護課長、松崎障害者福祉推進課長、岩田障害者自立支援課長、平塚福祉監査課長、長岡少子政策課長、小島子育て支援課長、牧こども安全課長

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 出席者紹介

### 4 委員長の選出

○委員の互選により駒村委員を委員長に選出

### 5 会議の公開について

○原則公開、傍聴人 1 人

### 6 副委員長の選出

○木戸委員を指名

## 7 議事録署名委員の指名

○西村委員、吉田委員を指名

## 8 専門分科会委員及び審査部会委員の指名

○別紙「民生委員審査専門分科会委員」及び「身体障害者福祉専門分科会／更生医療機関等審査部会委員」のとおり指名

## 9 議事

### 「地域主権一括法に基づく社会福祉施設等の基準に関する条例の制定について」

(駒村委員長)

それでは次第「9 議事」に移りたいと思います。今回は「地域主権一括法に基づく社会福祉施設等の基準に関する条例の制定」について、審議をいただきたいと思います。なお、事務局の説明に対する質疑、審議については、説明がすべて終了した後に行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では「地域主権一括法に基づく社会福祉施設等の基準に関する条例の制定」について、事務局から説明をお願いします。

<資料1及び2に基づき説明>

(駒村委員長)

ありがとうございました。それでは委員の皆様から御意見等をいただきたいと思います。

はい、中川委員。

(中川委員)

あとでお配りいただきたい資料がありますが、よろしいでしょうか。

(駒村委員長)

はい、よろしくをお願いします。

(中川委員)

時間の関係もあるので、配りながら質問させていただきます。

まず福祉政策課長に伺います。社会福祉審議会の開催頻度について伺いたいのです。一昨年までは基本的に年3回、一昨年も3年前も行われていましたが、昨年から年1回ペースになっているのは、いろいろな言い方ができようかと思いますが、形骸化していると言われても致し方ないのではないかと思うのです。今年度内に3回開催される予定があるのかどうかをお尋ねしたいのです。

福祉分野というのは皆様御承知のとおり、大変きめ細かな改正が必要になる分野だと思いますので、答弁いただきたいのが1点。

もう1点は、今日示されている高齢者施設の基準に関連して、埼玉県では「施設から在宅へ」という方針をお持ちのようです。そうは言っても、介護を必要とされる家庭から見ると、実態がなかなか理想論の域を出ないのではないかと思います。知事も言われるように、埼玉県は一番高齢化率のスピードが早い中で、高齢化したときに、施設がどの程度整備できるのかという長期ビジョンを示す必要があるかと思えます。その点について高齢介護課長のお考えを伺いたいのです。

3点目、今お配りしたものは東京都が策定したいいわゆる独自基準です。今日事務局から示された資料2と比較して御覧いただきたいのです。

特に私から申し上げたいのですが、昨年度の社会福祉審議会で、特別養護老人ホームの廊下などの要件を緩和して、できるだけ特別養護老人ホームなどの整備が促進されるようにしていただきたいと私が質問したところ、その時の高齢介護課長の答弁では、例えば廊下の幅をどうするかなど、独自に定める基準が出てきているので、しかるべき時期に条例を定めさせていただきたいとのことでした。聞いていたほうとしては、廊下の基準などは既定路線として改革されるのではないかと思っていたのですが、今日示されたのは、すべて今まで県がやってきたことをただ単に条例でうたうというだけの話で、それを知らない方にとっては、新たに独自基準が示されたのではないかと勘違いされてしまうのではないかと思うのです。

福祉部長にもこの点を伺いたいのですが、どうしてそのような形ばかりの定めになったのか、まったく理解ができません。これは12月議会案件だと伺っていますが、今日の審議を経て12月の議会へ送るのであれば、この審議会の委員としては、現時点でこれを賛成できる案件ではないと思えます。

今日私がお配りした東京都の基準では、簡単に比較できます。国の

基準では廊下の幅が1.8mのところ、「東京都は独自に1.5mとします」というようなことをはじめ、「ユニット定員も12人以下とします」と、具体的に特別養護老人ホームが欲しいと思っている都民の視点に合わせて改革をしている姿勢が示されているのです。

おそらくこれを聞くと、「いや、防災の観点から今回はこれを見直しませんでした」という答弁が返ってくることを想定しています。それであればサービス付き高齢者向け住宅、高齢者専用賃貸住宅などはまったく基準がない、言い方を変えれば、職員の基準もない、廊下の幅の基準もない、そういうところに規制をかける考えもない中では、まったくバランスを欠いていると思います。

詳しくは高齢介護課長から、総合的には部長から御答弁をいただきたいです。

(駒村委員長)

中川委員から今3つありました。最初の開催頻度の話は要りますか。

(中川委員)

それぞれで。

(駒村委員長)

はい。では3点について、担当の事務局側の答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(樋口福祉政策課長)

福祉政策課長の樋口です。私のほうから、社会福祉審議会の開催頻度について御説明させていただきたいと思います。

私が以前に中川委員に説明した際に、「22年度に3回開催した」とで説明申し上げたのですが、これは大変失礼しました。2回でした。まずは訂正させていただきたいと思います。

過去の開催頻度については、平成21年度は3回、22年度が2回、昨年度は御指摘のとおり1回でした。昨年度については委員の皆様方の日程等が調整できず、1回となっています。本年度については、今のところ事務局の考えではありますが、年明けに福祉部の抱える行政課題について報告させていただけるような場を設けたいと思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

(荒井福祉部長)

それでは、私のほうから先にお答えさせていただきます。

今、中川委員から御質問がありました。この内容について東京都がこういう形で考えておられることは当然私どもも承知しています。それで検討してまいりました。結果的には例えば廊下の幅、ユニットの定員などについて、従来埼玉県が指導してきた内容で今回条例を制定していきたい、としています。

基本的には「入居者の安心・安全のための基準はどうあるべきか」ということを重点的に考えながら、基準を設定させていただいています。細かくは担当の課長からなぜこのようになったかを説明させていただきます。

もう1つ、東京都と埼玉県の違いとして、東京都には土地の問題があります。東京都では、特別養護老人ホームについては若干造りにくいというお話をよくお聞きします。そういう中で東京都は独自にお考えになっている部分もあるかと思えます。埼玉県の場合は当然ながら知事の方針のもとで、特別養護老人ホームについては積極的に整備を行っており、現時点で独自の緩和基準がないと整備が難しいというお話は聞いていないものですから、基本的には従来基準の中で、利用者のことを第一に考え、こういう形にさせていただいているという状況です。

あともう1つ、昨年の議事録のお話がありました。そういう誤解をされるような答弁をしてしまったということについて、大変申し訳ありません。気をつけて、きちんとした答弁を心がけていきたいと思っています。

(沢辺高齢介護課長)

高齢介護課からです。まず東京都の基準と比較してなぜ埼玉県は基準を緩和しないのか、という御質問でした。

今回の地域主権一括法は、地域の実情に応じてそれぞれの地方公共団体が条例で基準を定めるという考え方に基づいて実施されています。東京都の報告によると、東京都は非常に人口密度が高い中で地価が非常に高い。埼玉県と比べると約3倍になっています。さらに入所の待機者も多くなっており、併せて特別養護老人ホーム等を整備するのに必要な土地の確保が非常に厳しい状況であるということで、埼玉

県と比べると施設の整備促進ということが非常に喫緊の課題となっているという認識だと考えています。

一方、埼玉県においても、特別養護老人ホームの入所待機者が非常に多いことは事実ですが、東京都と比較して計画的な整備が進んでいるという実態があります。平成21年度から23年度までの3カ年を期間とする第4期高齢者支援計画では、整備目標数を上回る特別養護老人ホームの整備が実現しています。また、本年度を初年度とする第5期高齢者支援計画で定めた整備目標数に対しても、現在、目標数を大きく上回る約1.5倍の整備の協議ができています。

このような状況を踏まえて、廊下幅の見直しをして整備していく必要があるのかどうかということ、昨年の審議会以降もずっと継続して議論し、検討してきたところです。そのような中で、廊下幅についてはやはり従前の基準を維持するほうが入所者の安全・安心という観点からいいのではないかと結論に達したところです。

なお、今回問題となっている廊下幅については、東京都の資料にあるように、従来型の特別養護老人ホームでは基準が厳しいのですが、いわゆる個室ユニット型の特別養護老人ホームについては、東京都の基準に近い片廊下が1.5m、中廊下が1.8mとなっています。途中ですれ違いができるような場所が確保できれば、現在でもこの基準で整備することができるようになってきています。埼玉県ではユニット型の施設を中心に整備を進めているところでして、現在では、従来型の整備はかなり少ないという状況があり、そのようなことも考慮しました。

併せて、ユニット型の定員について、東京都では、「概ね10人程度」という基準が不明確なので「12人」と明確にしたと聞いています。埼玉県においても、施設や土地の形状等による制約によりやむを得ないと認められるような場合には、従来から「概ね12人」ということで、12人までユニット定員を増やすことを認めてきたところです。ただ非常に例外的な取扱いということで、過去に認めた例はかなり少ない状況です。

このようなことも踏まえながら、ユニット型の特別養護老人ホームは、基本的には少人数の家庭的な雰囲気の中で個別にケアをしていくということが重要だと考えています。基本的なユニット定員については、10人を維持しながら、例外的な部分について従来基準の若干の見直しを検討しています。職員配置が通常の介護報酬上の基準等で定

められている「入所者3人に対して1人」という基準を上回って、通常ユニットで行われることが望ましいとされている「入所者2人に対して1人」という基準で運営がなされる場合には、従来の基準を見直した上で、東京都のように12人までのユニットを認めていく方向で検討しています。

これについては、条例上は「概ね10人以下」とした中で、数値等をきちんと基準で明記した上で、運用の中でそのような取扱いをしていきたいと考えているところです。

それから、先ほどサービス付き高齢者向け住宅等については廊下幅等の基準がない、というお話もありました。基本的にはサービス付き高齢者向け住宅は「住宅」ということを基本にした基準なので、そういうことになっているかと思います。特別養護老人ホームは常時介護が必要な入所者、特に近年は重度化しており、要介護度も4や5の方が6割を超えるという状況になっています。そのような観点からも違いがあると考えていますが、いずれにしても、埼玉県としては総合的に検討してきた結果、このような基準で定めていくのが適当ではないかと考えているところです。

(駒村委員長)

中川委員の御質問が3つありまして、開催頻度の問題、2つ目が施設の今後の見通し、それから3つ目が基準の問題。今のお答えでよろしいでしょうか。

(沢辺高齢介護課長)

申し訳ありません、長期の視点に立ったビジョンが必要ではないかという御質問がありました。私どもも3年間を基本的な計画期間とする高齢者支援計画を定めながら、計画的な介護基盤の整備に努めています。

特に特別養護老人ホームについては、介護施設の中でも中核的な施設であり、また、入所ニーズも高いということで、より計画的な整備をするため、今年度から始まった高齢者支援計画でも期間を5年に延長して、28年度までの整備目標を定めているところです。

そのような中で「埼玉県は施設から在宅へシフトしているのはいいか」とのお話がありました。私どもとしては施設から在宅へということだけではなくて、家庭で生活を続けていきたいという方が非常に

多い中で、そのような要望にも応えつつ、しかしながらやはり在宅では生活が困難な方も非常に多いことは事実なので、そういうことにも対応できるように、従前よりも整備率を高める方向で計画を作ってきたところです。平成23年度末時点で65歳以上の高齢者に対して1.6%程度の整備率だったものが、26年度で1.8%、28年度では1.9%になるまで整備目標を定めているところです。

必ずしも施設から在宅へシフトしたということではなく、在宅と施設をバランスよく整備し、県民の皆様が安心して暮らせる環境を整備していこうと施策を進めているところです。

(駒村委員長)

中川委員。

(中川委員)

答弁を聞いていても、現状でこの案を了承できるような状態ではないと思っています。と言うのは、単純に東京都の方針を見たときと、埼玉県の方針を見たときと、どちらが県民のために、あるいは県民に分かりやすい状況になっているかと言われれば、一目瞭然です。

これは質問です。先ほど「東京都は地価が高いから」とおっしゃいましたが、東京都の区部ではなく、市町村部の現状の特別養護老人ホームの設置率と埼玉県の設置率は、残念ながら東京都のほうが高いと思うのです。それでも総合的に判断したとおっしゃるのかということをお伺いしたいのが1つ。

また先ほどの「廊下の幅については、施設関係者からも意見を聞いた」とおっしゃいましたが、廊下幅を緩和することについて施設からの意見を聞いているとは思えません。それについてはいかがでしょうか。というのは、先ほど「防災の観点から」とおっしゃいましたが、私は本来施設に入れたいのにいっばいだから入れなくて、結局殺してしまうというリスクも当然防災上のリスクの1つであり、そのことも含めて総合的に考えていただきたいと思います。とてもではありませんが、今介護が大変な人から見たら、今までの踏襲としか私には思えないので、このテーマについて伺いたいのです。

先ほど長期ビジョンについて御答弁いただきましたが、それはペーパーになって今後県民に示されるのでしょうか。

以上2点、よろしく申し上げます。



(沢辺高齢介護課長)

まず、東京都の場合には区部の整備率に比べて、市町村部の整備率が高い、それと比較して埼玉県はどうかということです。確かに、御指摘のように東京都の資料によると、東京都区部では高齢者人口に対する整備率は1.05%、それに対して市町村部は2.13%と承知しています。私どもはこういったことも含めて総合的に勘案し、埼玉県においては東京都に比べて整備目標を上回る整備が実現してきていることから、現行基準を維持することが適当ではないかと判断させていただきました。

それから廊下幅の関係について施設の意見を聞いたのかという御質問です。これについては、平成23年の2月の時点で、廊下幅の基準の緩和について県内269施設の特別養護老人ホームにアンケートをしています。回答いただいたのが223施設ということで、多くの施設からいただきました。回答では、「現状で良い」が85.2%、「緩和したほうが良い」が12.1%、「厳しくしたほうが良い」というのが1.1%ということで、概ね現状が適当だという御意見だったと考えています。

長期ビジョンについては、現行の高齢者支援計画の中で、平成28年度までに圏域ごとに何床整備していくかという整備数を示しています。

(中川委員)

よく役所は総合的にとおっしゃるのですが、結局東京都のほうが市町村部は(埼玉県より)上回っていると考えれば、全然総合的ではないではないですか。

県民は今の埼玉県の目標値などどうでもいいのです。自分の親を入れられるのか入れられないのか。「県では目標を上回っていますから」と言っても県民は納得しません。

12%の「変えてほしい」という声があるわけです。であれば変えたほうがいいのではないのでしょうか。いかがでしょうか、部長。

(荒井福祉部長)

今、12%の意見を踏まえて基準を変えてはどうかという御意見をいただきました。

私どもはいろいろな方から様々な御意見をいただき、県の第5期高齢者支援計画において5年間の整備目標を出させていただきました。

当然特別養護老人ホームを1つ造れば、相当財政的な負担がかかります。確かに中川委員がおっしゃるように、施設の数が多いほうがいい、これは当然のことだろうと思います。そうは言っても、それぞれの財政負担等を考えれば、県も市町村もそうですが、介護保険料に跳ね返ってくる分もあるので、それは県として計画の中で目標値を定めて整備を進めていく形でやらせていただいているところです。ぜひ御理解いただければと思います。

あともう1点。確かに12%も（変えたほうがよいと）言う人がいるとのことですが、施設側の大多数の方は今の廊下の幅が必要だとおっしゃっています。それを狭くすることになるわけですから、慎重に検討すべきだと思います。県としては、そういう点を踏まえて、今回は現状のままの形で出させていただいたという状況です。

（中川委員）

財政状況も勘案して、と部長はおっしゃいますが、ではどこで予算を削れるのですか。結局施設整備を抑制したいだけではないか、と部長の答弁を聞いていて思いました。以上です。答弁は結構です。

（荒井福祉部長）

予算を削るためではないかとのお話でしたが、決してそんなことはありません。県、市町村の財政も含めて最大限できるところを目標として定めさせていただいて、それを計画に明記して計画的に進めています。その年度の予算状況に応じて整備を行っているので、結果としてそれ以上にできることはいいわけです。そのことを説明させていただきます。

（※中川委員、本木委員退席）

（駒村委員長）

他の委員からはいかがでしょうか。はい。お二人から、お願いします。

（丸木委員）

生活介護の設備についてです。これまで、重症心身障害児(者)通園事業A型の事業をやっていましたが、平成24年度から生活介護に移行することになりました。施設(光の家)には病院の機能があり、診療は外来でやっているのですが、医務室の設置は必要でしょうか。

それから非常災害対策については、起こったときお互いに連絡を取る方法を親御さんが全然理解していません。やり方が分からない、携帯電話を持っていないという人もいます。なので、これから具体的なシミュレーションの訓練をやりようと思っています。

もうひとつ、やはり3.11で大変反省したことは、事業継続への視点です。交通が止まってしまい、陸の孤島になってしまったので、いる職員だけで対応したのですが、事業継続についての視点はこれから非常に重要かと思います。

そのような点についても、もう少し県がリーダーシップをとって、各市町村を強力に指導していただかないと、防災に対する進み方が少し遅いのではないかと感じます。備蓄品も、学校など小さな所でも自分の所でだいたいやっていますが、施設ごとにかなり差があると思うので、指導をぜひ強力にさせていただきたいと思います。

(駒村委員長)

事務局から答弁をお願いします。

(岩田障害者自立支援課長)

重症心身障害児(者)通園事業A型は、県内では太陽の園と光の家が事業を実施していましたが、現在は生活介護に移行しています。

生活介護の医務室は、病院と併設の場合には必要ありません。

(駒村委員長)

よろしいですか。はい、もう一方手が挙がっていました、はい。

(笹川委員)

重複するかもしれませんが、2点ほど教えていただければと思います。

1点目は、この社会福祉施設等の共通の部分で丸木委員と同じ視点ですが、県の基準がこういう形で備蓄を定められたということは、基本的に賛成したいと思います。その時に実際に用意するもの、それぞ

れの施設では個々にやっていると思うのですが、例えば量、保管の場所等のガイドラインを具体的に示す予定があるのか、また、それと関連して資料3の中の「埼玉県障害者支援計画」の3番で「意見に対する反映状況」ということで「各市町村で避難所の設置やマニュアルを作る」と書いてあるのですが、その進捗状況も教えていただければありがたいと思います。

2点目は、丸木委員から御指摘があったと思いますが、福祉関係の追加の項目で、静養室と医務室は兼ねることが可能なのでしょうか。スペース上のことがあるので、そこも教えていただければと思います。

(駒村委員長)

事務局、御答弁をお願いします。

(樋口福祉政策課長)

備蓄の関係について、先ほどの丸木委員からの御質問にも漏れがあったので併せてお答えさせていただきたいと思います。

備蓄する物資について、具体的には3日分程度の非常食、飲料水、常備薬、おむつ等の介護用品、担架等の移送用具などを施設の特性に応じてお願いしていくような形になると思います。具体的には、現在、入所施設については、県の防災計画に基づいて、福祉監査課で施設に監査に入った際に指導をさせていただいています。今後、保育所等を含めた通所施設についても指導させていただきたいと思っています。

また、具体的な備蓄物資についても、参考になるような指導方法等について改めて検討させていただきたいと思っています。

(岩田障害者自立支援課長)

静養室と医務室の兼用については可能です。

(駒村委員長)

ほかに、はい。

(高橋委員)

先ほどの中川委員の意見について、私なりの考え方を言いたいと思います。

その前に、そもそも中川委員が示したこの資料の一番上、表の中の

「①廊下幅」とあるのですが、国の基準は「片廊下が1.8m、中廊下が2.7m」とあります。これが県の資料であれば「以上」が付いているのです。それから都独自基準が「片廊下1.5m、中廊下が1.8m」とあります。こだわるわけではないのですが、「以上」があるのとないのでは全然意味合いが違うのですよね、専門的には。

たとえば「片廊下が1.5m」と断定してはいけないのです。都でもおそらく断定していないと思います。資料は1.5mと断定していますが、おそらく1.5m以上とうたわれていると思うのです。まったく意味合いが違うのです。このあたり中川委員が理解して言っているのかどうか疑問があります。

そして私の意見です。防災の点から廊下幅というのは非常に大切なところなのです。ですからこの「以上」という言葉があるのですが、廊下は避難通路になるわけで、安全対策上、簡単に緩和などできる数字ではないのです。これを廊下の幅を狭くして、また先ほどユニット定員について議論がありました、さらに避難階段もありますが、この面積を削って入所者を増やす方へ充てたほうがいいのではないかというのは、まったく論点がずれていると思います。必要な入所者数を確保することと、安全対策は別に考えなければいけないと私は思っています。

ですから、中川委員の言われた意見には、私は、基本的にはほとんど反対とさせていただきたいと思います。中川委員がいなくなってしまうのが非常に残念です。

(駒村委員長)

高橋委員の今のお話は御意見ということで、特段事務局に答弁を求めるものではないと。

(高橋委員)

審議会ということで、中川委員が意見を言われたので、私も反対意見を言っています。

(駒村委員長)

記録に残してくださいと。

(高橋委員)

はい、お願いします。

(駒村委員長)

はい、わかりました。他の委員はいかがでしょうか。

はい、西村委員、お願いします。

(西村委員)

年1回や年2回の会議で、話をするのが有効かどうか判りませんが、やはり自分の背景には利用者さんがいて、働く仲間がいるということでお話をさせていただきます。

東京でも施設を造っていますが、東京はとにかく税金がすごく入るということもあってすごく豊かなのです。そういう意味では市区町村も含めて独自にいろいろなものを造ることができるという事情があって、いろいろな面で(埼玉県とは)違うということがまずあります。

そしてこの埼玉県が、これからいよいよ高齢者が増えていく中で、どうすればいいのかと。量的な問題もあると思いますが、それだけではないと感じます。なぜなら、現状を見ていると、全国で起きていることですが、施設の中で余裕のないスタッフが虐待をしているという状況が非常に多くあるのです。

そういう意味では、資料1の「4 検討の視点」の中の「利用者の安全・安心の向上」というものを、もう少し具体的に、私たちの目に見えるような形で話し合い、そして県と市町村との関係を含めた「連携」というものについて考えなければいけません。

私はグループホーム協議会の会長を11年やっているのですが、老人福祉施設協議会の岡芹会長、その前任の(金子)会長と一緒に考え、特別養護老人ホームとグループホームと一緒に連携していきましようという取り組みを今年度から始めました。なぜ安心・安全というものをもう少し私たちが多角的に、当事者の意識になって考えていかなければならないのか、常々考えています。それから質の高いサービスの確保ということも。言葉だけは本当に簡単なのです。でも国が作っているこの法律の中で質の高いものができるのだろうかという疑問に思います。現実には質がどんどん低下しています。スタッフはどの施設もいろいろな形で離職していますし、新しく来る方は経験のない、60歳以上の会社に勤めていた方などで、しょっちゅう入れ替わっています。

全体的にモチベーションが下がっていくという中で、もう一段質の高いサービスの確保をするために、県と市町村がどういう連携をしていくのか。市町村によっても皆バラバラなのです。市町村が地域の中で、自分たちがどのように考えていかなければいけないかという意識がまったくなければ、守られるべき市民にとっても、理念が見えてこないのです。

もうひとつ、地域の実情に合ったサービスの提供というものを、地域というものの捉え方も含めて考える必要があります。

地域の人たちは「自分たちがここに住んでいて本当に安心なのだろうか。この地域とは何なのだろうか」と考えなくなっています。なぜなら考えても無駄だからです。そこで、市民活動をやっている私たちは「もう一歩進んで、一緒に考えていきましょうよ」と、常々、いろいろな形でメッセージを出し合っています。諦めるというのは自分たちの生活がなくなることなので、諦めないで皆で支え合っていきましょうと。市民が頑張っていたこの埼玉県の中で、どんどんその活動も減ってきていますので、ぜひ県も市町村も、市民の力も借りて、制度の足りない部分をどうか考えていただきたいと思います。

建物を造る、造らないという議論の中で、そのようなことも視野に入れて考えていただきたいと思っています。

(駒村委員長)

今日の主要議論が参酌基準を中心にされています。基準の、どちらかという外見上の議論が中心になったところですが。

(西村委員)

2 ページのところについて話しています。

(駒村委員長)

そうですね、今のお話はどちらかという施設の内容、人材や県と市町村との関係などに関しての御意見でしょうか。それとも事務局に何かお答えを求めますか。

(西村委員)

いつもメッセージを出しているので、改めてもう一度皆様にどうすればいいのかと。

(駒村委員長)

議事に残して、皆様に考えていただくということで、分かりました。  
次に岡芹委員。

(岡芹委員)

施設の立場、現場の立場からです。

先ほどから廊下幅について委員の皆様からいろいろ御意見を承りました。基本的に県の安心・安全という基準から言えば、当然(片廊下) 1.5m、(中廊下) 1.8mである東京よりも埼玉のほうが、ある意味で逆の緩和という考えで、幅広く取りようがあると思います。

現場から言うと、1.8mというのは、「以上」と捉えてもらえれば結構なのですが、ベッドがすれ違うギリギリなのです。幅の狭いベッドが概ね90センチなのでギリギリのすれ違いです。したがって、普段の従来型の居室の変更等があった場合、たとえば住み慣れたベッドごと交換するような場合、すれ違うのに当然1.8m以上は必要です。中廊下のほうは若干やむを得ないと思います。これは採光、光を採り入れる感じですが、これは当然広ければ広いほど空間的には豊かさが出ますし、明るさも出てきます。

一般的に暗いイメージと言われている施設なので、なおさらこういう明るく空間的なゆったり感が出るということも必要だろうと思いますし、万が一、東日本大震災等があった場合、廊下が広ければ地域の住民が避難した場合のパブリックスペースとしての用途が考えられます。そういう意味で、狭くて困るけれども広くて困るということはありません。職員も広ければ広いほど使い勝手がいいですし、利用者の皆様も車いすでも行き来しますので、広ければ広いほど良いです。

したがって、使い勝手という点から見れば、利用者サイド、ある意味では職員サイドに立っても、私に言わせるとせめて片廊下は1.8m以上がいいかなと思います。現場の意見、一言申し述べておきたいと思い、発言させていただきました。

(駒村委員長)

岡芹委員の御意見、議事に残したいと。はい、分かりました。  
では野上委員。



(野上委員)

私はこの委員の中で、おそらく知見が一番乏しい産業界、経済界から来ています。今日の議論、大変興味深く思いました。

やはり福祉行政施策というところ、地域主権一括法ができたのは、皆横並びではいけないよ、やはりその地域、地域にあった施策を展開するのだ、そのときにはおそらく施策や政策との整合性をとってくださいね、そして、それはさらに効果や効率性を求めるものであってほしいというところだと思います。

名簿に書いてある「埼玉県経営者協会」というのは日本経団連の地方組織です。常日頃から小さな政府を作ってくださいと言ってきたのですが、こと命に関わるこの分野については…。おそらくこちらにいらっしゃる県の方々は、3.11の現場における混乱時にどういうことが必要だったのかということ、聴取し調べたと思います。

私たちの目に焼き付いて止まないのは、群馬県渋川の老人ホームで起こった火災事故において、ナースコールが故障したまま放置されていた問題です。また、私の肉親にも有料老人ホームに入っている者がいるので、国の基準には書いていませんが、2階、3階になると、エレベーターは火災や地震などの際には必要だと思います。

ですから、むしろ、どこかの県や都がどうだったということではないのだと思います、この分野は。

そのようなところに視点を置いて、私は経済団体、産業団体から来ているので、ぜひ財政のことも考えてくださいという立場からすれば、もし同じ事業者が、あるいはもし県や市町村がこのような施設を造るのであれば、別々の場所に造るのではなくて、広域の所で確保してみてもどうか。

いろいろ重複している部分があると思います。たとえば、備蓄、人数の配置。施設ごとに担当者が必要なのですが、他施設で共通する部分でもその人は有効なのだろうと思います。その担当者の就業状況は、専門的に利活用されながら、施設が別々ですから、余った時間を専門外のところにも利活用できると思うのです。大きな公的機関、あるいは民間企業でもいいのですが、大規模にやっているところは、それぞれの施設に専門家が必要なのではなくて、重複での利活用が、地域主権一括法で県の裁量でできるのですよ、というのであれば、そういうことを検討していただきたい。

東京都がどうか、そういうレベルの話では、ここはないのだろう

などと思います。埼玉らしさ、その中で、我々からすれば県民の大切な税金ですから、施策、施設については整合性を政策間でつけてもらって、効率を高めてもらうような成果を求めたいというのが意見です。

(駒村委員長)

今のお話も御意見という理解でよろしいですか。はい、分かりました。

他の委員の方はいかがでしょうか。御意見ありましたら。

事務局から何かコメントがありますでしょうか。

(荒井福祉部長)

すみません、いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。

私どもとすれば、確かに他県の状況を参考にすることは当然します、良いところは確保したいと思いますが、御意見にあったように埼玉県民にとって何が一番良いのか、その中でサービスの質、安心・安全、当然財政の面も頭に置きながら、効率的にやるにはどうすれば一番良いかということベースにしながら、具体的な基準について、12月に向けて再度詰めていきたいと思っています。

(駒村委員長)

他の委員からはいかがでしょうか。

なかなか本日の議論は難しい部分があります。地域主権一括法以降、ナショナル・ミニマムというのものもある種弾力化されてきたわけです。その中で安全、安心を含めた質量のバランスは非常に難しいものがあるろうと思います。

大震災で改めて安全性の重要性も認識されてきた一方で、財政事情、地価の状況という様々な制約もある中で、非常に難しい判断になっています。西村委員がおっしゃったように、住民の方が最終的にどう感じ、どう評価するかが非常に重要な課題になってきて、地方分権化でますます地域の住民が関心を持たなければいけない時代になってきています。そういう意味では、今日の議論は大変重要な議論であり、議事録もまた、県民の皆様に見て考えていただきたい内容だと思います。

まだ多少時間がありますが、御発言、御意見、まだありますか。時間がありますので、どうぞ。ありましたら、いただければと思います。

よろしいでしょうか。

今の議論のやりとり、事務局でよく整理していただきたいと思います。条例案については、県民コメント等の過程を経て、12月議会に提出される見込みという説明がありました。本日皆様からいただいた御意見等を踏まえながら、条例案をまとめていただくようお願いください。

## 10 その他

### 「第21期第2回埼玉県社会福祉審議会における審議内容の各計画への反映状況について」

(駒村委員長)

よろしければ最後の議題に入ります。

次第「10 その他」、事務局から何かありますでしょうか。

<資料3に基づき説明>

(駒村委員長)

ありがとうございます。資料3ですが、委員から何かありますでしょうか。

(安藤委員)

中身の質問でもよろしいですか。

私も議会で質問させていただいたのですが、発達障害というのは、一番私は思いがありますので、その点でお話をさせていただきます。

やはり早期発見をするということが一番大事です。療育もする、子供の可能性を見ていかなければいけないという中で、早期発見をすれば善くしていきますよということは、県からよく聞かれます。しかし、早期発見をすること自体を、まず努力していかなければいけないのではないかと思います。

やはり自分の子供に対して発達障害でない、認めたくないと思いたい気持ちというのは、親としては当然あると思うのです。しかし、子供のためには療育をしていくということが一番大事なことでもありますので、やはり1歳6か月健診の部分にも力を入れていただいて、早期発見にもぜひとも行政の力をお貸しいたできて、努めていただき

たいと思います。

これは私も昨年（質問を）させていただきましたので、その部分をぜひとも。発見してからの対応ではなくて、発見するためにはどうするかという根本のところを、どうか力を入れていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（駒村委員長）

はい、事務局から回答は。

（荒井福祉部長）

状況のほうの説明を。

（駒村委員長）

はい、お願いします。

（知久福祉政策課政策幹）

状況を説明させていただきたいと思います。

発達障害については、委員の御質問のとおり、県としては23年度からしっかりと重点的に進めさせていただいているところです。早期発見、早いうちから気づき、支援することが大切だという観点から事業を進めているところです。

まず、発達障害について、子供と一番身近に接している幼稚園・保育園の先生、親御さんなどによく理解し、気付いていただくことが大切です。

そこで、幼稚園・保育園などで発達障害の知識を有し、子供達の支援の中心となる人材を育成するため、昨年度は1600人ほどに対して研修を行いました。

さらに、現場の幼稚園・保育園では具体的な支援の方法について悩んでいるので、専門家が廻って幼稚園・保育園を支援する巡回支援も行っています。

また、委員御指摘のとおり、1歳6か月健診や3歳児健診における気づきが極めて重要です。そこで、保健師等に対して早期発見の必要性やその方法、さらに気付いたらしっかりと親御さんに伝える、あるいは医療や療育につなげるなどの研修も行っています。

このようなことを行った結果、現場では相当気づきができきてい

ると感じています。今後とも早期発見、早期支援の観点からしっかりと発達障害支援をしていきたいと思えます。

(安藤委員)

県のほうでも健診に力を入れていただいていることは、重々承知しています。ただ、保健センターは市です。完全に市が直営でやっていたり、あるいは委託をしていたりなど、市によってさまざま状況が違うので、健診に関しては、県が(方針・施策を)打ち出しても、それに準ずることがなかなかできないと私は思っています。これをどうしていこうかと私もいろいろ考えているのです。

その辺の難しさもあるかと思いますが、やはり発信を強くやっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

(駒村委員長)

はい、ありがとうございます。他の委員の方は御意見いかがでしょうか。

はい、野上委員。

(野上委員)

国の「社会保障と税の一体改革」の中で、年金などの問題が表面化していますが、私は今回いただいた資料3の中でも12番、団塊世代の活躍についてどう取り組むのか伺います。

ここに「団塊世代」と象徴的に書いてありますが、1つ考えてみると、やはり健康県、安心・安全に暮らせる埼玉県づくりのためには、一番てっとり早いのは予防です。そこに力点を置いたときに、では予防には何が必要でしょうか。

私たち企業人、産業人の間では、会社にいたときにはさほど年齢差、健康差を感じないのですが、同期が60歳で定年を迎えてから5年経つと、65歳なのに上は80ぐらいに見えますし、若い人は加山雄三とは言いませんが、5歳ぐらい若く、60歳、50代後半に見える人もいるのです。すると20数歳の年齢差を感じます。

たった5年間で、自分が青春の志を持って会社へ入った時の25年間相当の差ができてしまう。運動もしない、頭も使っていないというところに、この介護予備軍がたくさんいるのではないのか、今回の施策に御厄介になっている人たちがいるのだろうなと感じます。

国は分業だとか縦割りだと言われるのですが、県でも団塊キャリアセンター、あるいは医療分野、教育局の所管では生涯学習審議会など、同様のことで健康づくりをしようとやっているわけです。せっかく地域主権一括法で県にいろいろな権限が移譲されるのであれば、知事部局が教育局に手を出す、出さないという問題ではなく、部局間で是非整合性を図っていただきたい。

最終目的が健康県民をつくって、予備軍にならないような人たちを増やしていくというのであれば、健康人づくりという点で、県政の中でいろいろな部局と連携をしていくことが大切です。他の都道府県と差別化し、「埼玉県は住みやすい県ですね、活力にあふれ、魅力にあふれる県ですね」と言われるような県に是非していただきたいと思えます。

(駒村委員長)

ありがとうございます。委員のお話はまさに私の研究しているテーマで、健康寿命をいかに延ばすかというのは、まさに社会的な課題です。やればやるほど先ほどの介護制度に対する負担も、行政の財政負担もどんどん軽くなるわけですから、そういう視点での施策も重要だと思います。

事務局から何か、今の御意見に対して何かございますか。おそらく福祉の分野だけではないお話だと思います。

(沢辺高齢介護課長)

埼玉県でも、健康長寿プロジェクトでモデル事業をしながら、若いうちから健康づくりを心がけていただいて、なるべく高齢になっても健康を維持していただこうと取り組んでいます。その延長として、高齢者施策の中では、介護予防の制度の中で事業を実施しています。当然同じ知事部局の中ですし、連携をとりながら進めるよう常に心がけているところです。

ただ、先ほどお話に出た教育局など、さらに幅広くということについては若干少ないところもあるので、御意見も踏まえて、さらに連携を図りながら、効果的な事業実施を心がけていきたいと思えます。

(西村委員)

よろしいでしょうか。

(駒村委員長)

はい。

(西村委員)

行政が用意したサービスは、ただ用意されても参加する人は少ないと思うのです。

ユングは老人のことを「真の個性化」と言っています。個性が出るということは、それまた生き方かなと思います。老いをどうするかということではなくて、どういう仕事があるのかというのが非常に大きなポイントだと思うのです。

仕事というのはいろいろあって、こういうものでなければならないということではないと思います。私のところにも、64歳や65歳の方が事務局を手伝ったり、健診のときに受付をやったりしています。何か一步外へ出るきっかけがあれば、そこで出会いがあると思うのです。その出会いが大きく広がっていき、コミュニケーションという形でつながっていきます。そこを引き出すことが大事であって、すべてを（行政等が）用意してあげて、そこへ皆様が来るかということ、そういう問題ではないと思います。

介護を必要としている方たちには、使うべき財源を使っていたきたいと思います。一方で、まだ元気で、これからそのまま元気で暮らしたいという方たちが何を望んでいるのかということを見極めながら、県には取り組んでいただきたいなど。

常々地域活動をしたり、生きがい大学で講義をしたりしている中で感じるのですが、元気な人は元気でいらっしゃるのです。そういう方には「皆様たちの研修のお金は市町村や県から少し出ているので、そのお金を還元するためにはボランティアをやってください、地域の方を巻き込んでください」とお話ししています。そういう意味で、何か（行政等が）用意をすれば皆様が参加するというイメージはなくしていったほうがいいのではなかろうかと、常々感じています。

(駒村委員長)

団塊の世代の方は元気な人が多いですし、今のお話のように決められたことをやるというよりは、おもしろく刺激的な部分を用意しなければいけない。そこへ県なりの応援が欲しいという、そういうお話だ

ったと思います。

他の方はいらっしゃいますか。はい、丸木委員。

(丸木委員)

先ほど知久政策幹がおっしゃった発達障害にも少し関係しているのですが、この福祉関係の各計画に対する意見と反映状況ということで、全体像や実際にやった結果の評価というものを、もう少しきちんと形で県民に表明される必要があると思うのです。埼玉県がどういう方向でどこに向かっているのかということも含めて、施策の1つ1つが、1つの評価として。

例えば医師の数という問題は、下から2番目だとか言われていますが、交通事故の死亡者数は上から4番目だということです。そうになると、やはり消防や警察が非常によく動いているのではないかとあります。

今後、県民一丸となって、こちらへ向かっていこうという、そういうものをもう少し明確な形で強く発信していただきたいと思います。埼玉はどの位置にいて、この問題については非常にうまくいっているけれど、ここはまだ非常に遅れているとか、県民一体となった施策についてはこういう風に取り組んでいくのだというような、明確な反映をし、やったことについて評価をきちんと出していただきたいと思います。

(駒村委員長)

これはいろいろな政策の上でも同じですが、予算、人員、事業の内容だけではなくて、どういうアウトカムになっているかということも含めての政策評価を考えてもらいたいというものだと思います。事務局から何かありますか。

(荒井福祉部長)

今おっしゃったことは、福祉の分野に限らないトータル的なお話です。県では政策をまとめて評価をしているセクションがあるので、そちらに今のようなことをしっかりつなげて、どういう打ち出しをすれば御理解いただけるか、お願いしてみたいと思います。

(駒村委員長)



他にいかがでしょうか。はい、木戸委員お願いします。

(木戸委員)

今の丸木先生の御意見を引き継いでというところもあるのですが、今回の地域主権一括法に対してのコメントを募集していらっしゃるのかなと思います。審議会としては審議会の専門的な意見を述べなければいけないかと思いますが、県民がどういう御意見を持っているか、一度集約されたコメントを知りたいと思いました。

というのも、先ほどの施設整備の議論の中で、それは福祉計画にも当然関連することだと思うのですが、施設に入所されている方々の現在の生活の安全も確保したい、けれど施設に入れずに待っている人たちのニーズにも対応しなければならない。ここが議論を進めるのに非常に難しい部分だと感じました。

そこをこれからどうするのかという方向性を県として福祉計画にきちんと示していくのが、私たちあるいは行政も含めて取り組むべき大きな課題かと思うのです。ともすると、現在抱えているニーズの大きい人たちが発言する場というのはなかなかないものではないかと。それが県民コメントに表れてくるのではないかということを感じて、難しい議論であればあるほど、そういう意見にも少し目を向けていく必要があるのではないかと思います。

計画の評価という視点もありますが、県民コメントについての集約的なものがあれば、機会があれば聞いてみたいと思いました。

(駒村委員長)

事務局、今の意見はいかがでしょう。

(樋口福祉政策課長)

現在実施している県民コメントについては、まとめましたら、先ほど私のほうからも申し上げましたが、次回の審議会を年明けにも開きたいと思っていますので、その場で御報告できるような形で検討してまいります。よろしくお願いします。

(駒村委員長)

他の委員はいかがでしょう。

(吉田委員)

今年度初めて委員として務めさせていただく吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの西村委員の御発言に対してなのですが、私は今、午前中は地元のスポーツクラブで運動を2時間ほどして、あとは月1回、地域にある「いきいきサロン」という所へ行って、皆とおしゃべりをしたりして生活をしています。つまり、その個人がどういう風に生きるかということであり、(行政等が)決して何をしたからという問題ではないと考えています。

それともうひとつ、先ほど発達障害の問題について御意見された委員がいらっしゃいました。私も長年学校へ勤めていた経験があり、発達障害や学習障害(LD)、身体障害、知的障害、情緒障害…そのような児童が年々増えているという現実には直面したわけです。

そのために市が何をやっているかということ、乳幼児の健診、教育委員会が設置している教育相談所で、啓発の事業として、市民だより等の広報で住民に知らせたりしてそれを促すという対応をとっています。

確かに相談の中身によっては保護者がそれを認めず、保護者自身のプライドで隠すとか、いろいろなことで問題が生じております。結果的に障害が軽度のものについては地元の小学校の特別支援学級に入級したり、重度の子を対象にした施設へ入所したり、地元の私立幼稚園の中で障害のある園児たちを迎え入れるという形で対応しているようです。結局のところ、そのようなことはやはりその保護者自身が認め、進んで積極的にやっていかなくては解決にはならないと考えています。

それと併せて、対応が各市町村によってまちまちなのです。私は県の方に申し上げたいのですが、やはり県は各市町村を統括する、いわゆる指導機関ですから、もう少し福祉行政面で指導機関としての役割をきちんと果たしてほしいと思います。一方で(地域という点では)市町村と県はイコールですから、そこに住んでいて良かった、埼玉県に住んでいて良かったと思えるような市民づくり、県民づくりを推進していただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

(駒村委員長)

2つぐらい御意見がありました。おそらく今の話は、保護者に対し

てどのように啓蒙するか、動いてもらわないと困るのだというお話でした。もう1つは、市町村の対応のバラツキについて県のほうはどう考えているかという御意見もあります。事務局のほうから何かこれに対してございますか。

(知久福祉政策課政策幹)

それでは、発達障害のお話がメインでしたので、発達障害の事業を例にとって説明したいと思います。

先ほど安藤委員からもお話があったとおり、早期発見し、小さいうちから早期支援をしていくことが極めて重要です。そのときに保護者への働きかけというのがなかなか難しい面があります。

まず、親に対して働きかけるためには、幼稚園・保育園の中で早期発見ができるよう、幼稚園・保育園の先生方の資質をアップする必要があります。そこで、先生向けの研修を3日間、発達障害とは何かということから、発達障害児が困っていることを的確に理解し支援する方法や、グループ分けでのケーススタディといったメニューで実施しています。

その結果、発達障害ということに気づけるようになったというのが、82%の幼稚園・保育園の先生方にありました。また、その子の特性に応じた支援や配慮を行った結果、67%の施設で子供の行動に変化がみられました。

そして、幼稚園・保育園の約8割が、園から保護者へ何らかの働きかけができるようになりました。このような研修等が重要ですので、今後も強化していきたいと考えています。

また、市町村への支援が重要だと考え、全市町村に5日間の発達支援マネージャー研修への参加をお願いしています。市町村における発達支援の中心的役割を担う発達支援マネージャーを、全市町村から昨年度は166名養成し、今年度も引き続き養成しているところです。

そのような観点から、県は市町村に対して技術的支援を行っており、今後とも各市町村どこに住んでも遺漏のないような形でしっかりと支援していきたいと考えています。

(荒井福祉部長)

委員長、補足よろしいでしょうか。

(駒村委員長)

はい、お願いします。

(荒井福祉部長)

今の御質問は、先ほど安藤委員もおっしゃったように、要は市町村ごとのデコボコをどうするかという話です。

従来、県が市町村を対象に事業を実施する場合は、市町村を集めて会議、あるいは通知ということでやってきたきらいがあります。当然それも必要なのですが、やってそのままになっているような事例が出てしまうので、最近ではたとえば発達障害でも、事業を実施した後、一応市町村に状況を確認します。やはりいろいろ事情があって、進んでいるところも、よくやっている所もありますが、堅いガードでなかなか進められない部分もあります。それぞれをお聞きした上で、その後、個別にそれぞれの市町村と私ども県の担当者がお話をさせていただいて、場合によっては出向いて、課題解決を探っていく、そんなことに取り組み始めています。

吉田委員がおっしゃったように、当然、市町村イコール県であって、市民＝県民ですから、私たちがやはりある程度指導して、サービスがしっかりできるようにしていきたいと思います。

(駒村委員長)

よろしいでしょうか。吉田委員、今ので。はい、ありがとうございます。

はい、笹川委員、よろしくお願いします。

(笹川委員)

関連ということで、発達障害について、情報提供を含めてお話できればと思います。

私が今活動している埼玉県障害者雇用サポートセンターは、企業の支援を目的としていますが、今年度は特例子会社を中心に発達障害についての研究会を開催しており、第20回職業リハビリテーション研究会で研究結果を発表することになっています。

実際に研究会を行ってみると、企業においては、雇用した後の課題があります。障害者手帳を知的障害で取得しているケースが多く、発達障害という情報はなかなか分からないというのが現状です。各企業

において正直どんな課題があるのかということから確認を始めたところ、発達障害という言葉は知っていても、内容については意外と分かっていないという現実が課題として出てきました。

企業の中では、例えば知的障害や精神障害などと区別をあまりしないで一緒に仕事をしているのですが、セミナーや研修等を通して、障害特性を理解することも重要なことと思います。

発達障害においては、もちろん早期発見の部分も重要ですが、実際に雇用している企業の立場から感じることは、もっと整理されたダイジェストな情報があってもいいかなと思います。

企業の担当者はもともと福祉や障害者雇用の専門家ではないケースが多く、したがって、実際に何かを調べようとすると、最初にいろいろな資料に当たりながらスタートします。そういう面では、発達障害関係のパンフレットを毎年更新していただくとありがたいなと思います。おそらく国でもいろいろな資料が出ているし、高齢・障害・求職者雇用支援機構でもいろいろな冊子が出ていると思いますが、そういうものをまとめていただいて、埼玉県として整理していただくと助かると思います。

たとえば県の就業支援課では「障害者雇用の企業支援ガイド」を作って、毎年更新していただいています。当然施設の内容は違いますが、関連機関、就業支援センター、特別支援学校等、また助成制度も含めてすべて入っており、分かりやすいパンフレットになっているものです。我々も企業を廻ったときに使いやすいもので、他県ではなかなかないのです。

もし発達障害関係でパンフレット作成の計画があれば、企業側にとってはそのようちよつとした冊子で、関連情報が一覧でわかるようなものを是非作っていただくとありがたいと思っています。

(駒村委員長)

事務局から何かありますでしょうか。

(知久福祉政策課政策幹)

せっかくの機会ですので、ここで説明させていただきます。

先ほど早期発見、早期支援が重要だと申しましたが、第二のステージとして、青年期・成人期における支援が極めて重要です。今後の社会生活を営むうえで青年期・成人期の支援をどうすればいいかという

ことを私どもの施策のテーマとしており、本年度は発達障害を理解していただくための普及啓発用のリーフレットを作ることを考えています。

また、発達障害者が社会で活躍できるよう、就労支援セミナーを11月29日に大宮ソニックシティで開催します。

今委員がおっしゃった就労支援は極めて重要な点ですので、普及啓発を積極的に推進していきたいと考えています。

(駒村委員長)

他の委員の方。奥富委員、お願いします。

(奥富委員)

皆様方のいろいろな御意見を聞かせていただきました。

私たち民生委員・児童委員という仕事は、皆様も御存じのように、高齢者、障害者、児童、その他もろもろの世帯に携わっています。その中で、今孤立死で問題になっているのが、高齢者と若い方の組み合わせで、中でも若い方が精神障害を持っているというケースです。そのような世帯に対してどのように支援をしていくのかということが問題になっているところです。

高齢者の方のお宅を訪問した場合において、高齢者の方が認知症にかかっていた場合、程度によっては家族の方が非常に大変な思いをしていると切実に訴えてくるわけです。施設に面倒を見てもらいたいのだけれど、順番が回ってこないなど…。精神障害をお持ちの方を看病している家族も大変な苦勞をしています。

ではそのような方々を施設にお願いできればいいのですが、施設の数が増えていかない、追いついていかないという現状で、私たちとしてもその間に入って非常に困るなという気持ちでいます。そこをできるだけ改善していただければ…。施設よりは在宅で介護というお話もありますが、家族が困っていることや、家族の中で虐待が発生してしまうという状況が結構多いのだということも是非御理解の上、検討していただければと思っています。

また、施設の方とお話ししていると、先ほどからいろいろな方が話しになっているように、入れ替わりが非常に激しく、ベテランの方は新しい人にいろいろ教えることなど、より多くの業務を分担し、自分が腰痛になったり体を壊したりして、今度はベテランの人が辞めて

いくということがあります。やはり施設の運営面ももう少し考えて、受け入れ態勢をしっかりとしておく必要があるのではと感じています。

現場を担当している者として、いろいろお願いすることは多いのですが、是非とも検討をお願いします。

(駒村委員長)

虐待、孤立の問題とスタッフの消耗の問題ですね。重要な論点だと思っております。残った時間で今の2つの議論を深めるのは難しいと思いますが、この点については事務局から現時点でお答えすることはできますか。

(渋谷社会福祉課長)

若干御説明させていただきます。

まず、施設と在宅はどのようにしているかについて。障害者の方、高齢者の方、認知症の方等の自立という問題を考えると、こういう整理が1つあると思います。日常生活が自分でできるかどうかという家庭内自立、介護の所へ通院できるかどうかという社会的な自立、生活保護などを含めた職業的な自立の三段階です。それはちょっと難しい、家族の状況も厳しいとなると、私は施設が必要だと思えます。施設は絶対に必要です。

施設の離職率を見ますと、介護職種は16.7%。他の職種と肩を並べている状況で、かつてほどひどくはありません。かつては特別養護老人ホームなどで採用したその日の午前中には辞表を出してしまうなどといった事例も伺ったことがあります。今は多少改善してきています。

専門校もだいぶ増えてきましたし、高校でも福祉科学校が県内に3校あります。若い力も、技術面においてもどんどん育ってきたということがあるかと思えます。

あと、孤立死の問題です。埼玉県内の死亡事故だけで最近4件ありました。奥富委員がおっしゃるように、かつては単身のお年寄りだけ心配していたのですが、様変わりしてきました。非常に残念だったのは、今年2月に立川市で発生した40代のお母さんと知的障害のお子さんが一緒に亡くなられてしまった事件です。こういう非常に厳しい状況にあります。

現在、埼玉県の民生委員の定数は8856人です。ただ欠員も17

0人いて、実際におられる方は8686人です。また、マンションなどができてくると、民生委員さんがマンション内の世帯を訪問しようとしてもオートロックのため入れません。

この前テレビを見ていたら、地域からの孤立でこういう問題がありました。セルフネグレクトの事例として、奥さんが亡くなられたことがきっかけで本人がかなり鬱っぽくなって、社会との接点を絶ってしまったのです。その方の突破口は、実はホームヘルパーでした。ホームヘルパーがお年寄りだけの食事会に誘うことによって、信頼関係ができ、その方は社会との接点を取り戻すようになりました。

そういう意味で、私が実際に現場を見て感心した事例では、ふじみ野市社会福祉協議会が行っている「勝手に見守り隊」ではありませんが、援護が必要な方を自分たちで親身になって見守っているということです。そのような民生委員活動、それから市民ボランティアたちと力を合わせて地域を作っていくということが非常に重要だと思います。

(駒村委員長)

はい、ありがとうございます。まだいろいろ御意見があるかと思いますが、かなり時間が迫ってきています。最後にこれだけはという方はいらっしゃいますか。

(安藤委員)

意見ですが、今、孤立死のお話がありましたので言わせていただきます。

本当に社会とのコミュニケーションもちゃんとしているのに、独身で、徐々に高齢になっていって、いつしか新聞も溜まってきてしまった、という方が実際にいらっしゃったのです。電話にも出ないから周りの人が心配して、もしかすると中でどうにかなっているのではないかと言っていて、1週間後にようやく発見され、亡くなっていたという例があるのです。最近の話なのです。

これが孤立死なのだろうかということなのです。周りが心配して騒いでいる中で、何が問題かというところ、権限がないのです、(家を)開けられるという。そこに到達するまでにすごく時間がかかって、結局孤立死になってしまっているという状況が、実はあるのです。

ですから、コミュニケーションはもちろん大事ですが、そういう状



況でも発見までに1週間かかってしまったということは、やはり何らかの改善が要るのです。家族や親戚に電話しようにも繋がらない、どこにいるか分からない、了解がもらえないからダメですと言っているうちに孤立死になってしまうことがあるのです。そういう部分も含めて、何らかの対策をしていかないといけないのではないかと私は考えていますので、どうぞお知恵を貸してください、よろしくお願いします。

(駒村委員長)

ありがとうございます。そうしましたら、事務局から次回の開催日程についてです。御説明いただけますでしょうか。

(事務局)

事務局から事務連絡ということで、次回の審議日程です。年明けて、委員長と概ねの日程を調整させていただきたいと思っています。時期は後日、委員の皆様方にお諮りして開催したいと思っています。

議題については、先ほど福祉政策課長から話がありましたとおり、福祉分野の課題の中から、これについても委員長と御相談させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

(駒村委員長)

次回の日程については、御説明があったとおりです。何かございますか。ないようでしたら、本日の審議会は終了させていただきます。

御協力いただき誠にありがとうございました。

## 1 1 閉会